

富山県 生産性向上・賃上げの取組みを支援します!

賃上げサポート補助金

物価高騰等の影響が続く中、県内中小企業等が継続的に賃上げを実施するためには、適正な価格転嫁のもと、DXや省エネ、人への投資等による生産性向上が必要不可欠です。

「富山県賃上げサポート補助金」は、国の業務改善助成金への上乗せ補助により、県内事業者※の生産性向上・賃上げの取組みを支援します。

※業務改善助成金の対象である中小企業・小規模事業者のうち、「富山県賃上げサポート補助金」の対象は「事業場規模30人未満の事業者」に限ります。

支援のあらまし

① 賃金引上げ + ② 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

厚生労働省（富山労働局）

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者において、

- ① 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ
- ② 設備投資等

〔機械設備導入
・コンサルティング 等〕

を行った場合に、
その費用の一部を助成

費用の
3/4

費用の
1/5^(注1)

富山県 賃上げサポート 補助金

事業場規模30人未満の事業者
を対象に、国の業務改善助成金の額に
上乗せ補助

(注1) 県の補助率は、最大で1/5【上限額あり】



制度の詳細は、富山県ホームページで
必ずご確認ください。



富山県 賃上げサポート

検索

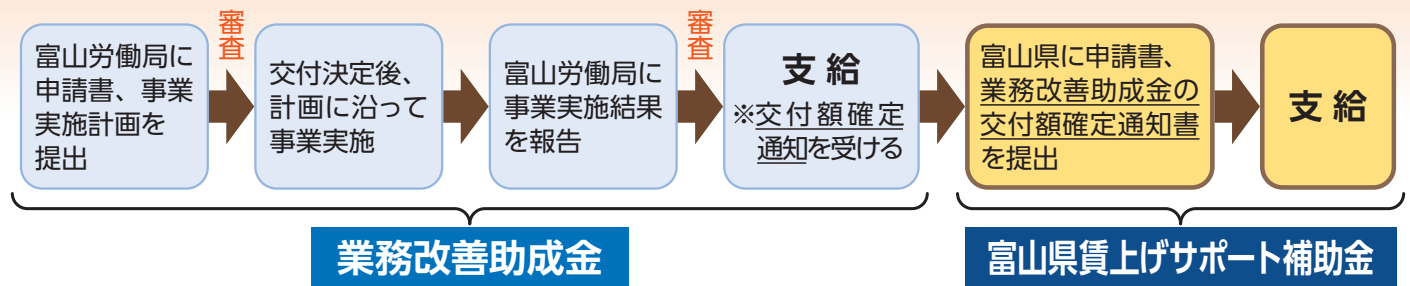


申請・問い合わせ先

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室労働政策課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL: 076-444-3256 E-mail: atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp

富山県賃上げサポート補助金支給までの流れ



補助対象 補助率

補助対象：令和7年4月1日以降に業務改善助成金の交付申請を行い、交付額確定通知を受けた
事業場規模30人未満の事業者

補助率：令和7年度業務改善助成金に係る申請の場合：**1/10**（一律）

令和8年度業務改善助成金に係る申請の場合：

●50円コース…**1/10** ●70円コース…**3/20** ●90円コース…**1/5**

申請方法

所定の申請書類を「**富山県商工労働部多様な人材活躍推進室労働政策課**」に提出してください。

*予算の範囲内で交付するため、申請期限内に受付を終了する場合があります。

令和8年度 業務改善助成金の概要

詳細は、厚生労働省・富山労働局ホームページをご確認ください。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等（機械設備導入、コンサルティング）を行った場合に、その費用の一部を助成。

コース 区分	引上げ 額	引き上げる 労働者数	助 成 上 限 額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の事業者
50円 コース	50円 以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円 コース	70円 以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

助 成 率

事業場内最低賃金が
1,050円以上

3/4

申 請 期 間

《賃金引上げ計画・業務改善計画を立てて申請》

申請期間	令和8年9月1日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日 の前日または同年11月30日のいずれか早い日
事業完了 期限	交付決定年度の1月31日

助成対象事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

令和7年度からの主な変更点

助成率区分、申請期間、賃金引上げ期間の修正、対象事業所の拡充、申請コースの再編等を行いました。

また、引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。

詳細は、厚生労働省・富山労働局ホームページをご確認ください。

**「富山県賃上げサポート補助金」の
上乗せの対象**

（※）10人以上の上限額区分は、以下に該当する事業者が対象となります。

物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前最近6か月平均の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

